

令和5年度 第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会
(芦屋市立潮芦屋交流センター) 会議要旨

日 時	令和5年7月31日(月) 16:00~17:45
場 所	芦屋市役所南館4階 電子会議室 (Web会議システムによるリモート会議システムも実施)
出 席 者	<p>委員 倉本 宜史 富田 智和 石井 隆之 吉富 志津代 村松 紀子</p> <p>市出席者</p> <p>企画部 DX 行革推進課 課長 三柴 哲也 企画部 DX 行革推進課 係長 井上 裕士 企画部 DX 行革推進課 課員 堀谷 守平</p> <p>事務局 企画部 部長 上田 剛 広報国際交流課 課長 梶井 大輔 広報国際交流課 係長 北田 可奈 広報国際交流課 係員 井上 真由美</p>
事 務 局	広報国際交流課
会議の公開	■非公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 部長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長互選・副委員長の指名
- (6) 会議運営に関する説明等
- (7) 議題
 - ア 募集要項・業務仕様書について
 - イ 審査要領・選定基準について
- (8) 次回以降の委員会日程について
- (9) 閉会

2 提出資料

- 資料1 次第
- 資料2 選定・評価委員名簿
- 資料3 スケジュール
- 資料4 正誤表
- 資料5 募集要項（案）
- 資料6 仕様書（案）
- 資料7 仕様書別紙（災害発生時関連）
- 資料8 潮芦屋交流センター図面
- 資料9 施設予約管理システム キャッシュレス決済に係る参考資料（別紙）
- 資料10 審査要領（案）
- 資料11 選定基準（案）
- 資料12 新旧対照表_H30からの変更点
- 参考資料 市加入の保険内容

3 審議経過

(1) 開会

事務局：定刻になりましたので、ただ今から第1回芦屋市立潮芦屋交流センター指定管理者選定・評価委員会を開催させていただきます。

(2) 委嘱状交付

(3) 部長あいさつ

----- 部長挨拶 -----

(4) 出席者自己紹介

----- 自己紹介 -----

(5) 委員長互選・副委員長の指名

事務局：芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条により、委員長は委員の互選によって定めることとなっており、また、副委員長は委員長が指名することになっております。委員長につきまして、いかがいたしましょうか。

富田委員：倉本委員にお願いするのはいかがでしょうか。

事務局：委員の皆様いかがでしょうか。

-----異議なしの声-----

事務局：それでは倉本委員、委員長への就任よろしくお願ひいたします。倉本委員長より副委員長の名指をお願ひいたします。

委員長：副委員長は、吉富委員にお願ひしたいと思ひます。

-----異議なしの声-----

事務局：ただいまご指名のありました、吉富委員に副委員長をお願ひいたします。

それではこの後の議事進行につきましては、委員長にお願ひいたします。倉本委員長、よろしくお願ひいたします。

(6) 会議運営に関する説明等

委員長：では、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告をお願いします。

事務局：本日は委員定数5名中、5名のご出席をいただいております、過半数のご出席がございますので、本委員会は成立しております。

委員長：次に、本委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、芦屋市情報公開条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、公開することで、募集内容、審査要領、配点の記載がある選定基準を、特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため、非公開とすべきと考えております。

委員長：事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございますか。

----- 異議なし -----

委員長：それでは、会議を非公開に決定します。

次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

委員長：ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

----- 質問・意見 -----

委員長：それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

(7) 議題

ア 募集要項・業務仕様書について

委員長：それでは、本日の議題であります、「募集要項・業務仕様書」について事務局から説明をお願いします。

事務局：募集要項・業務仕様書について説明

委員長：説明は終わりました。ご質問があればお願いします。

石井委員：質問の回答期限から募集終了までが短いので、見直ししてはどうでしょうか。

事務局：日程に差し支えない範囲で再度調整いたします。

石井委員：利用登録は市内施設ごとに登録が必要ですか、全施設共通ですか。

事務局：施設ごとに登録が必要です。

石井委員：利用料金は窓口での支払いのみでしょうか。

事務局：お見込みのとおりです。令和6年度以降、キャッシュレス導入予定です。

村松委員：資料6仕様書P14、8（2）イの言語としてやさしい日本語、英語、中国語、スペイン語を選んだ理由を教えてください。

事務局：市内在住外国人数から選定しています。

村松委員：資料6仕様書P14、8（2）より情報紙発行を削除すると、高齢者に情報が届きにくいのではないのでしょうか。

事務局：指定管理料の中で必須の事業なのかという観点で検討した結果、削除しました。指定管理者の自主事業で実施されるべきと考えます。

村松委員：資料6仕様書について、今までと比較して方向性が大きく変わっている点について、もう少し分かりやすく記載をしてはいかがでしょうか。

事務局：修正します。

吉富委員：資料6仕様書 P148（1）アの「企画から市内在住外国人に参画させること。」の記載を「参画を促す」などに修正してどうでしょうか。

事務局：文言を修正します。

委員長：資料5募集要項 P18（1）管理に対する有資格者の配置について資料1-1選定基準でどう判断するのでしょうか。

事務局：検討します。

委員長：資料5募集要項 P21（1）多文化共生に関する情報提供ですが、紙での提供に関してどういった想定をしていますか。

事務局：言葉や文化などの壁をなくす活動と考えておりますが、毎月必ず発行を求めるものではありません。

委員長：資料仕様書 P14 8 (2) イ は事前の情報提供も含まれていますでしょうか。

事務局：お見込みのとおりです。

委員長：資料 1 1 選定基準 4 (2) 災害発生時の外国人相談所と普段の相談所は、別で評価しますか。

事務局：お見込みのとおりです。

委員長：資料 7 別紙仕様書 1 (ア) ～ (エ) 避難所の区別が分かりにくいです。区別できる情報を提供いただきたいです。

事務局：対応します。

委員長：指摘いただいた点を修正いただきますようお願いいたします。

イ 審査要領・選定基準について

委員長：次に「審査要領と選定基準」について説明をお願いします。

事務局：審査要領と選定基準について説明

委員長：説明は終わりました。ご質問があればお願いします。

委員長：資料 6 仕様書 P14 8 (2)、資料 1 1 選定基準 P2 4 (2) の情報提供を資料 5 募集要項 P21 に追記した方がいいのではないですか。

事務局：修正します。

石井委員：資料 1 1 選定基準 3 (4) について集会所、国際交流センターは利用者の住み分けがされていますでしょうか。利用に制限はないですか。

事務局：住み分けはなく、また制限もありません。

石井委員：制限がないことを周知されていますか。

事務局：周知が不足している部分があると認識しています。

石井委員：集客を行う方針は採点に含まれていますか。

事務局：含まれています。資料1 1 選定基準3 (5)で評価をお願いします。

富田委員：資料1 0 審査要領 P2、採点基準の7点が合格目安とされている点について。他の施設でも話題になりましたので、次年度以降改訂をお願いします。

DX 行革推進課：次年度以降検討します。

委員長：指摘いただいた点を修正いただきますようお願いいたします。

(8) 次回以降の委員会日程について

事務局：次回以降の委員会日程について説明

最後に、事業者からの応募締め切り後に事業者との利害関係の有無について委員の皆様にご照会をさせていただきます。利害関係にある場合は公平な審査を行うために委員を交代させていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

(9) 閉会

委員長：それでは、以上を持ちまして、本日の委員会は終了いたします。